

## 住所表示の変更に伴う手続き

合併によって現在の富山市を除く6町村の区域では、住所表示が変わることになります。住所表示が変わっても、官公署等では、一般的には住所の変更等の手続きは必要ありませんが、必要なものもあることから、その要否について、主なものをお知らせします。

手続きに必要な「住所変更証明書」は、新「富山市」発足後、無料で、市役所市民課、各総合行政センターで発行します。なお、個人用の「住所変更証明書」は、最寄りの地区センターでも発行します。（一部の地区センターでは取り扱いできない場合がありますので、担当課へお問い合わせください。）

### （ 県 関 係 ）

項 目	該当者	手続きの要否	手続方法等	問合せ先
旅券（パスポート）	旅券（パスポート）をお持ちの方	不 要	最終ページの「所持人記入欄」の現住所をご自身で訂正してください。ただし、他のページに書き込みをすると旅券（パスポート）が無効となりますのでご注意ください。	富山県旅券センター 076-445-4581
自動車運転免許証	左記の免許証をお持ちの方	不 要	更新時に手続きをしてください。なお、更新前に変更を希望される方は、右記の窓口で手続きをしてください。	富山県運転教育センター 076-441-2211（代） 県下17警察署交通課、交番
狩猟免状	左記の免状をお持ちの方	不 要		富山県自然保護課 076-444-3397
戦傷病者手帳	左記の手帳をお持ちの方	要	県庁に来庁の際に、住所変更の手続きを行ってください。	富山県厚生企画課 076-444-3197
危険動物の飼育又は保管許可等	左記の許可等を受けている方	不 要		富山県食品生活衛生課 076-444-3230
薬局・卸売一般販売業・薬種商販売業・配置薬販売業許可証	左記の許可証等をお持ちの方	不 要	次回の許可更新時に、申請書の備考欄に「住居表示に関する法律等による変更」を付記してください。	富山県くすり政策課 076-444-3234
配置従事者身分証明書、配置従事届	左記の許可証等をお持ちの方	不 要		076-444-3236 076-444-3237
医薬品等の製造業（輸入販売業）許可証	左記の許可証をお持ちの方	不 要	次回の許可更新時に、申請書の備考欄に「住居表示に関する法律等による変更」を付記し、市長の発行する証明書を添付して、業許可更新申請を行ってください。	
図書等の自動販売機の設置等の届出	左記の届出をされている方	要	「変更届」を提出してください。	富山県児童青年家庭課 076-444-3136
利用カード販売業の届出	左記の届出をされている方	要		

項 目	該 当 者	手 続 きの 要 否	手 続 方 法 等	問 合 先
計量証明事業の登録	左記の登録をされている方	不 要	新住所の登録証を郵送します。	富山県計量検定所 076-422-0551
中小企業設備近代化資金、中小企業高度化資金	左記資金の借入をされている方	不 要		富山県経営支援課 076-444-3248 ・ 3249
農薬販売業の届出、肥料販売業の届出、動物用医薬品（又は医療用具）製造業許可証、動物用医薬品輸入販売業許可証	左記の届出、登録をされている方、許可証をお持ちの方	不 要	住所表示の変更以外の事由で変更するときなどに併せて手続きをしてください。	富山県食料政策課 076-444-3283 ・ 8816
飼料・飼料添加物製造業者・輸入業者・販売業者届	左記の届出をされている方	要	変更後1ヶ月以内に「届出事項変更届」を提出してください。 なお、「届出事項変更届」の様式は、あらかじめ該当する方にお送りします。	富山県食料政策課 076-444-8816
動物用医薬品販売許可証（一般・特例・薬種商）	左記の許可証をお持ちの方	不 要		東部家畜保健衛生所 076-479-1106
農地転用許可書	左記の許可書をお持ちの方	不 要		富山県経営課 076-444-3269
水産動物の採捕許可、漁船登録票、遊漁船業者の登録	左記の許可を受けている方、登録をされている方	不 要	住所表示の変更以外の事由で変更するときなどに併せて手続きをしてください。	富山県水産漁港課 076-444-3292 ・ 3293
漁業権免許	漁業権免許を受けている方	不 要		
林地開発許可証、保安林の指定の解除申請	左記の許可証をお持ちの方、申請をされている方	不 要		富山県森林政策課 076-444-3384
保安林内立木伐採許可決定通知書、保安林内作業許可決定通知書、地すべり防止区域内行為許可書	左記の通知書等をお持ちの方	不 要		富山農地林務事務所 076-441-2551
建設業許可通知書、道路占用許可書（県道・県管理国道）、河川占用許可書（県所管分）、富山県建設工事等入札参加資格審査申請書	左記の通知書・許可証をお持ちの方、申請をされている方	不 要		富山土木センター 076-441-2551
港湾区域・港湾隣接地域内における占用等行為の許可	左記の許可を受けている方	不 要		富山港事務所 076-437-7131

項目	該当者	手続きの要否	手続方法等	問合せ先
公園施設の設置・管理許可、都市公園の占有許可、都市公園の行為許可	左記の許可を受けている方	不要		富山県都市計画課 076-444-3348 富山土木センター 076-441-2551 富山港事務所 076-437-7131
二級・木造建築士の免許証、宅地建物取引業の免許証	左記の免許証をお持ちの方	不要		富山県建築住宅課 076-444-3357・3355
不動産鑑定士（補）の登録	左記の登録をされている方	要	「変更登録申請書」に「住所変更証明書」を添付して提出してください。	富山県建築住宅課 076-444-3355
不動産鑑定業者の登録	左記の登録をされている方	要	「変更登録申請書」に「住所変更証明書」を添付して提出してください。	
富山県収入証紙売りさばき所の住所	左記の売りさばき人	要	変更する20日前までに「住所の変更届」を提出してください。	富山県出納課 076-444-3416
富山県物品等入札参加資格申請書	左記の申請をされている方	不要		富山県会計課 076-444-3423
博物館の登録	博物館の設置者	要	「博物館登録申請書変更届」を提出してください。	富山県教育委員会 文化財課 076-444-34543456
銃砲刀剣類登録証	左記の登録証をお持ちの方	要	「所有者住所変更届出書」を提出してください。	
自動車運転代行業の認定証	左記の認定証をお持ちの方	不要		主たる営業所の所在地を管轄する警察署の交通課
自動車の保管場所証明書、保管場所標章番号通知書	左記の証明書等をお持ちの方	不要		保管場所を管轄する警察署の交通課
古物営業法による許可証、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律による許可証、銃砲刀剣類所持等取締法による許可証	左記の許可証等をお持ちの方	不要	なお、変更を希望される方は、右記の窓口で手続きをしてください。	銃砲刀剣類及び猟銃用火薬類関係は住所を管轄する警察署、その他は営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課
特定非営利活動法人の役員の住所	特定非営利活動法人	要	役員の住所の変更について、「役員の変更等届出書」を提出してください。	富山県男女参画・ホテリア課 076-444-9012

項 目	該 当 者	手 続 きの 要 否	手 続 方 法 等	問 合 先
中小企業等協同組合等の定款	中小企業等協同組合等	要	地区、事務所の所在地の変更について、総（代）会の議決を経て、「定款変更認可申請書」を提出してください。	富山県商業流通課 076-444-3251 富山県中小企業団体中央会 076-444-3251
農業協同組合の定款	農業協同組合	要	地区、事務所の所在地の変更について、総（代）会の議決を経て、「定款変更認可申請書」を提出してください。なお、事務所の所在地のみの変更の場合、申請書に代えて届出書となる場合があります。	富山県経営課 076-444-3274
森林組合・生産森林組合の定款	森林組合、生産森林組合	要	地区、事務所の所在地の変更について、総（代）会の議決を経て、「定款変更認可申請書」を提出してください。	富山農地林務事務所 076-444-4475
各種法人等の定款・寄附行為・規則	各種法人	要	定款、寄附行為、規則の変更認可等手続は必要ありません。ただし、変更があった旨を届け出てください。 (様式は各所管課等へお尋ねください。)	各種法人等の所管課等